

# 国保 年金



## 人間ドックと脳ドック

### 費用の一部を助成します

市が実施する「一般健康診査」「特定健康診査」「後期高齢者健康診査」を受けずに、人間ドックと脳ドックを受ける場合に、その費用の一部を助成しています。

**対象**＝成田市国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者で、次の全てに当てはまる人

- 前回、人間ドックを受けてから1年(脳ドックは2年)以上経過している人
- 市が実施する「一般健康診査」「特定健康診査」「後期高齢者健康診査」を同年度内に受けていない人

#### 国民健康保険加入者の場合

- 1年以上継続して市国民健康保険に加入している35歳以上の人
- 国民健康保険税を完納している世帯の人

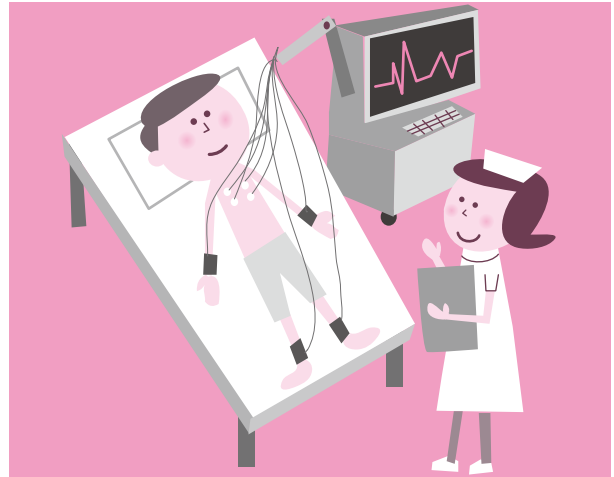
#### 後期高齢者医療制度加入者の場合

- 市に1年以上居住している人
- 市税・後期高齢者医療保険料を完納している人

**利用方法**＝検査医療機関に予約し、検査の2週間前までに、保険証と成人検査等受診券、印鑑を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で手続きし、後日郵送される承認書を持って受検

**検査医療機関**＝右表

**助成率**＝人間ドックは検査費用の70%(検査の種別や費用、項目などは検査医療機関、コースにより異なります)、脳ドックは一律2万円



#### 人間ドック・脳ドック指定検査医療機関

医療機関名	電話番号
成田赤十字病院	22-2311
成田病院	22-1500
千葉脳神経外科病院*	043-250-1228
県立佐原病院	0478-54-1231
北総栄病院	95-6811
聖隷佐倉市民病院	043-486-0006
国保旭中央病院	0479-63-8111
龍ヶ崎済生会病院	0297-63-7111
千葉ロイヤルクリニック	043-204-5511

\*脳ドックのみ

# 国民年金

## 初めて受け取るときは 必ず請求手続きを

「年金は65歳になると、自動的に支給される」と考えている人はいませんか。

年金は、本人からの請求がなければ支給されません。65歳になったら「年金請求書(老齢給付)」を提出してくだ

さい。希望により60歳から受給する「繰上げ請求」や66歳以降に受給する「繰下げ請求」もできます。

年金の請求手続きは、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)で行ってください。ただし、任意加入期間を含め加入期間の全てが「第1号被保険者」の人は、保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所でも手続きできます。

国民年金には、このほかに障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金や死亡一時金があります。いずれも受給するには請求手続きが必要です。

請求に必要な書類などについては、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ問い合わせてください。

#### 国民年金の加入者の種類

- ①第1号被保険者…20～59歳の自営業者など
- ②第2号被保険者…会社員・公務員など
- ③第3号被保険者…②に扶養されている20～59歳の配偶者

※くわしくは保険年金課(国保☎20-1526・年金☎20-1547)へ。